相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市三国町汐見一番地四、最後の住所福井県坂井市三国町汐見一丁目一番地三三　被相続人　亡　出口　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月三日

福井市順化一丁目二四番三二号

相続財産管理人　小池麻里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区宮本通五丁目三二番地、最後の住所神戸市中央区大日通六丁目二番九号　被相続人　亡　佐藤　好子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月三日

神戸市中央区小野柄通六丁目一番五号　福興緑ビル三階

相続財産管理人　姥　圭太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市真備町妹一四七二番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石井　勝敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月三日

事務所岡山県倉敷市東町八番二一号

相続財産管理人　司法書士　藤井　耕治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市東塩屋町一五二番地、最後の住所広島県呉市東塩屋町二〇番一一号　被相続人　亡　中本　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月三日

事務所広島市中区上八丁堀七番一〇号ＨＳビル二階　板根法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森友　隆成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所香川県高松市東浜町一丁目二番七号　被相続人　亡　通称　小西千津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月三日

高松市寿町一丁目二番五号　井門高松ビル五階　松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　修二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県五島市岐宿町川原三四七九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐々野清春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月三日

長崎県五島市東浜町一丁目一三番八号

相続財産管理人　清川　賢二

無縁墳墓等改葬公告

このたび、墓地の整理のため無縁墳墓等について改葬を行うこととなりました。つきましては、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬させていただきますので、御承知ください。

平成二十四年二月三日

一、墳墓等所在地　大阪府八尾市大字二俣二〇二番地の二　二俣墓地

一、墳墓等の名称　①先祖代々之墓　北田　②釋分嘉　③釋浄信　④福田院好山憲章居士　⑤行孝院祐信●●　⑥小田家先祖代々　⑦釋重願之墓　松城

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府八尾市高見町五丁目二番二号　八尾市柏原市火葬場組合　管理者　田中　誠太

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社トップスピードエージェンシー　株式会社トップスピードエージェンシー　大阪市北区太融寺町八番八号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年二月三日

大阪市北区太融寺町八番八号

株式会社トップスピードエージェンシー

代表取締役　余田　泰洋

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年２月３日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①さがえ西村山農業協同組合　②山形県知事(1)第2155号　③代表理事　古沢明　④山形県寒河江市中央工業団地75番地　⑤1000万円　⑥山形県知事　⑦山形県寒河江市中央工業団地75番地　さがえ西村山農業協同組合　代表理事　古沢明

①積和不動産株式会社　②国土交通大臣(10)2250　③代表取締役　田村實　④東京都渋谷区代々木２丁目１番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県横浜市西区高島２丁目６番32号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区代々木２丁目１番１号　積和不動産株式会社　代表取締役　田村實

①株式会社大京リアルド　②国土交通大臣(6)第4139号　③代表取締役　海瀬和彦　④東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号　廃止した従たる事務所　東京都品川区上大崎二丁目14番５号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号　株式会社大京リアルド　代表取締役　海瀬和彦